〇 主文

相手方が昭和五七年一一月一七日付で申立人に発付した退去強制令書に基づく執行 は送還部分に限り本案事件(当庁昭和五七年(行)ウ第一七三号)の第一審判決言 渡しの日から一か月を経過する日までこれを停止する。

本件申立てのその余の部分を却下する。

申立費用は相手方の負担とする。

〇 理由

一本件申立ての趣旨は、相手方が昭和五七年一一月一七日付で申立人に対して発付した退去強制令書に基づく執行は送還部分に限り本案判決が確定するまでこれを停止するというにある。

二 よつて検討するに、本件退去強制令書に基づき申立人の国外への送還が執行されると、申立人は本案訴訟を維持することが著しく困難になるばかりか、たとえ右訴訟で勝訴の確定判決を得たとしても、再入国その他送還執行前に申立人が置かれていた原状を回復し得る制度的保障が確立していないのであるから、申立人が右送還部分の執行により回復困難な損害を受けることは明白であるし、右損害を避ける緊急の必要性も認められるものというべきである。

三 相手方は本件申立ては「本案につき理由がないとみえるとき」に当たると主張 する。

四 以上の理由により本件申立ては理由があるものと認められるが、当裁判所は、執行停止の各要件、特に本案についての理由の有無については、本案訴訟の第一審判決言渡し後にその時点での資料に基づき再度判断するのが相当と考えるから、右第一審判決言渡しの日から一か月を経過する日まで送還部分の執行を停止することとし、その余は理由がないから却下することとし、申立費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九二条但書を適用して、主文のとおり決定する。

(裁判官 時岡 泰 満田明彦 菊池 徹)